

## アイヌ文化環境保全対策調査委員会設置の趣意書

室蘭開発建設部（国）が進めている沙流川総合開発事業は、二風谷ダム及び平取ダムの2ダム1事業として昭和57年に建設に着手し、平成9年には二風谷ダムが完成していません。

平成9年の河川法の改正により、河川整備の基本となるべき方針に関する事項を示す「河川整備方針」と、今後の具体的な河川整備に関する計画を定める「河川整備計画」を策定することになり、後者においては地域住民の意見を反映させるための手続きが導入されるようになりました。

この法律に則り、河川審議会の答申を受けて、平成11年12月「沙流川水系河川整備方針」が決定され、さらに沙流川流域及び地域に知見の深い方々で構成された「沙流川流域委員会」での9回の審議を経て、平成14年7月「沙流川水系河川整備計画」が策定されました。この河川整備計画では、流域の治水対策として河道掘削と併せて平取ダムの建設が盛り込まれました。

平取ダム建設予定地が所在する平取町は、住民の人口構成に占めるアイヌの人たちの割合が高く、アイヌの精神文化、物質文化を伝承する人々を数多く輩出し、豊かで多彩な沙流河流域の自然とあいまってアイヌ伝統文化が、比較的濃厚に保存、継承されてきた地域であります。

また、早くから国内外の研究者等がさかんにこの地を訪れ、数多くの論文、著書等を残しており、アイヌ文化研究の発祥の地ともいわれてきたところでもあります。

近年においては、平成9年に制定された「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」に関連した施策等によって、平取町でもアイヌ文化の保存、継承、発展に向けた様々な取組みが活発に進められるようになってきております。

一方、二風谷ダムによる水没地の地権者の一部の方々が北海道収用委員会の収用裁決を不服として起こした取消請求訴訟「二風谷ダム裁判」の判決では、「公共の利益がこれによって失われるアイヌ民族の文化享有権などの価値に優越するかどうかを判断するための調査などを怠り、本来最も重視すべき諸価値を不当に軽視ないし無視して、事業認定をなしたのであるから」違法であるとされました。

このような背景、経緯の中で平取町では、平取ダム建設に伴い、ダム建設予定地周辺のアイヌの文化的所産に与える影響について調査を行い、その評価と施設検討等に必要な関連資料・情報の提供と対策案の提示を目的として、室蘭開発建設部から「沙流川地域文化評価業務」を受託することとなり、契約を締結いたしました。

これを受けて、平取町としては、業務全般を統括し円滑に進めるために専門家並びにウタリ協会の方々、関係機関の代表等で構成された調査委員会を設置することにより、各方面から適切なお意見をいただきながら業務を進めることとした次第です。